

令和7年度

監査結果報告書

財政援助団体監査

(おおいたマルシェ実行委員会)

(大分市ロケーションオフィス)

(戸次本町街づくり推進協議会)

指定管理者監査

(平和市民公園能楽堂共同事業体)

大分市監査委員

写

監査第866号

令和8年1月23日

大分市長 足立信也殿
大分市議会議長 田島寛信殿

大分市監査委員 永松 薫

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 大石祥一

大分市監査委員 スカルリーパー・エイジ

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項及び第5項の規定による財政援助団体等監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

財政援助団体監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監 査 の 対 象	監 査 の 期 間
おおいたマルシェ実行委員会	左記の財政援助団体が令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務及び担当部局の補助金交付等に係る事務
大分市ロケーションオフィス	
戸次本町街づくり推進協議会	

2 監査の実施場所

監査対象の財政援助団体を所管する部局及び財政援助団体の事務執行事務所等

3 監査の方法

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助の目的に沿って事業は適切に行われているか、また、その経理は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

あわせて、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、所管部局の補助金等交付に係る事務が適切に行われているかについて監査を実施した。

4 監査の着眼点

区分	着 眼 点
団体関係	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。2 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。3 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。4 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。6 会計処理上の責任体制は確立されているか。
所管課関係	<ol style="list-style-type: none">1 補助金等の決定は法令等に適合しているか。また、補助金等の交付に係る基準等は整備されているか。2 補助金等の交付目的は明確であり、その効果が十分達せられているか。また、公益上の必要性は十分か。3 補助金等の条件その他補助等に関する通知等の内容は明確か。4 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。5 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。6 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 団体の概要及び監査の結果等

おおいたマルシェ実行委員会

(1) 補助金等名 おおいたマルシェ実行委員会運営費補助金

(2) 所管部局・課 農林水産部 農政課

(3) 財政援助の目的

当事業は、本市で育まれた「おおいたの食」と農林水産物の「地産地消」をテーマとした「おおいたマルシェ」を開催することで、市民をはじめとする来場者に、それら產品の情報発信と地産地消の啓発を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

ア 事業費 7,774,926 円

イ 事業内容

おおいたマルシェ（第15回）

(ア) 日 時 令和6年11月9日（土）、10日（日）

午前10時～午後4時

(イ) 場所 大分いこいの道広場

(ウ) 来場者数 32,392人

(エ) 出店内容 大分市産農林水産物及びその加工品等の販売

(オ) 出店状況 延べ76店舗（内 展示のみ7店舗）

販売額 7,528,655円

(カ) その他催し物等

・地産地消標語コンクール 表彰、展示

・ステージイベント

（書道パフォーマンス、ダンス、お笑いライブ、bingo大会等）

・スタンプラリー

・地産地消料理教室

ウ 財政援助額 7,622,926円

(5) 監査の結果

ア 団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

イ 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

大分市ロケーションオフィス

(1) 補助金等名 大分市ロケーションオフィス交付金

(2) 所管部局・課 商工労働観光部 おおいた魅力発信局

(3) 財政援助の目的

当事業は、国内外の映画、テレビ、CM等の撮影に対する協力、及び誘致活動を行うことにより、本市の知名度向上と観光資源の開拓、地域の活性化、集客力の強化、地元映像業界の発展、ならびに芸術文化の振興に資することを目的としている。

(4) 事業の概要

ア 事 業 費 5,722,447 円

イ 事業内容

- (ア) 支援事業…ロケ地に関する情報提供
ロケ支援（映画、テレビ番組、CM、その他）
- (イ) 普及事業…イベントの開催、市民への啓発活動
- (ウ) 誘致事業…映像制作会社への誘致活動やイベントを通じたPR活動

ウ 財政援助額 5,720,839 円

(5) 監査の結果

ア 団体に対する事項

(ア) 「大分市ロケーションオフィス」事務局規程が整備され、関係帳簿を備えること及び預金残高について帳簿と照合を行うことが定められているが、予算差引簿はあるものの、出納簿としての機能を備えていなかった。また、定めのない事項は大分市の例によることとされているが、立替払いや契約書の作成を行っていないもの等が見受けられた。

今後は、事務局規程に従い適正な事務処理をされたい。

イ 所管課に対する事項

（要望事項）

(ア) 財政援助団体において、「大分市ロケーションオフィス」事務局規程が整備され、関係帳簿を備えること及び預金残高について帳簿と照合を行うことが定められているが、予算差引簿はあるものの、出納簿としての機能を備えていなかった。また、定めのない事項は大分市の例によることとされているが、立替払いや契約書の作成を行っていないもの等が見受けられた。

今後は、適正な事務処理について財政援助団体へ指導されるよう要望する。

(イ) 財政援助団体の担当者と補助金の交付事務を行う市の担当者が同一人となっていたため、チェック機能が十分に働いていなかった。

今後は、市と団体の事務区分を明確にし、チェック体制の強化に努められるよう要望する。

戸次本町街づくり推進協議会

(1) 極 助 金 等 名 戸次本町街づくり推進協議会活動費等補助金

(2) 所 管 部 局 ・ 課 市民部 大南支所

(3) 財政援助の目的

当事業は、戸次本町地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりにより、地域住民の生活の質の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的としている。

(4) 事 業 の 概 要

ア 事 業 費 2,017,281 円

イ 事 業 内 容

(ア) 令和6年度戸次本町街づくり推進協議会総会

(イ) 蔵シックコンサート

- ・第1幕 令和6年6月1日（土） 来場者数 45人
- ・第2幕 令和6年6月29日（土） 来場者数 85人
- ・第3幕 令和6年10月5日（土） 来場者数 70人
- ・第4幕 令和7年3月29日（土） 来場者数 60人

(ウ) 戸次本町街並みスケッチ大会の開催

戸次小学校6年生 95名

- ・令和6年6月4日（火）
- ・令和6年6月14日（金）

(エ) スケッチ大会審査会

令和6年9月4日（水） 参加者数 15人

(オ) 戸次本町まちなみ探検隊

令和6年9月21日（土） 参加者数 11人

(カ) よいやかがり火

令和6年10月5日（土） 来場者数 約2,000人

(キ) 視察研修

令和7年3月6日（木） 宮崎県日向市美々津 参加者数 23人

(ク) 年間活動

- ・推進会議の開催

定例会議（毎月第1火曜日 18時30分～ 12回開催）

臨時開催（2回 よいやかがり火 総会）

- ・大南まちづくりセンターの運営

- ・街並み瓦版の発行（年5回）

- ・戸次本町街づくり推進協議会HP等での情報発信

- ・へつぎ杏の会による街並みガイドの実施

- ・街並み見学者等への地域特産品のPR

- ・街並みPR用DVD放映

- ・公園愛護活動（毎月第4日曜日 8時～12回実施）
戸次本町西公園（酒造蔵西広場）と天満社公園の清掃

ウ 財政援助額 2,000,000円

(5) 監査の結果

ア 団体に対する事項

(要望事項)

- (ア) 収入及び支出の証拠書類が整理できていないものが見受けられた。
今後は、適切な経理事務処理をされるよう要望する。

イ 所管課に対する事項

(要望事項)

- (ア) 財政援助団体において、収入及び支出の証拠書類が整理できていないものが見受けられた。
今後は、適切な経理事務処理について財政援助団体へ指導されるよう要望する。

指定管理者監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
平和市民公園能楽堂共同事業体	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の出納その他の事務及び担当部局の指定管理に係る事務 令和7年8月8日～令和7年12月19日

2 監査の実施場所

監査対象の指定管理者を所管する部局及び指定管理者の事務執行事務所等

3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定により、施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

4 監査の着眼点

区分	着 眼 点
団体関係	<ol style="list-style-type: none">1 施設は関係法令、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。3 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。4 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。5 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。6 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
所管課題関係	<ol style="list-style-type: none">1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。4 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているか。6 事業報告書の点検は適切になされているか。7 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 団体の概要及び監査の結果等

平和市民公園能楽堂共同事業体

(1) 施設名 平和市民公園能楽堂

(2) 所管部局・課 企画部 文化振興課

(3) 指定管理の概要

ア 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

イ 指定管理業務の内容

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理物件の維持管理に関する業務
- ④ 管理施設の利用促進及び文化の振興を図る業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

ウ 指定管理料 54,916,000円（令和6年度）

(4) 監査の結果

ア 指定管理者に対する事項

(ア) 利用料金の算定が適正でないもの

平和市民公園能楽堂条例及び基本協定書の規定では、施設を利用する場合は施設利用料金表に基づき利用料金を算定することとされている。

しかしながら、施設利用料金表の料金区分を誤って算定をしているものが見受けられた。

今後は、算定の根拠を明確にし、適正な事務処理をされたい。

(イ) 備品の管理が適正でないもの

基本協定書の規定では、指定管理者は、作成した備品台帳を本協定の期間満了までの間、実際の状況と齟齬が生じないよう適切に管理運営しなければならないとされている。

しかしながら、備品台帳と現品の確認を行ったところ、台帳には記載されているが、現品が確認できないものが見受けられた。

今後は基本協定書に従い適正な備品管理をされたい。

イ 所管課に対する事項

(ア) 備品の管理が適正でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁を受けて処分することができ、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、決裁をうけずに備品を処分し、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。
今後は、規則に従い適正な管理をされたい。

(要望事項)

- (イ) 利用料金の算定や備品管理等の業務実施状況を十分に確認し、改善に向けた指導を行うよう要望する。